

東浦町広聴活動実施要領

(目的)

第1条 この要領は、おたずねします課長さん、提言箱並びに電子メール、郵送及びファクシミリにより寄せられる意見（以下「電子メール等による意見」という。）に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(おたずねします課長さん)

第2条 おたずねします課長さんは、次のとおり行うものとする。

- (1) 原則として月曜日の就業時間内に開催する。
- (2) 相談等を依頼する者（以下「相談者」という。）は、電話によりあらかじめ広聴を所管する課あてに申し込むものとする。
- (3) 広聴を所管する課の長（以下「所管課長」という。）は、関係課長と協議の上、時間等の調整を行い、その結果を相談者に通知する。
- (4) 相談者への回答は、原則としてその場で行うものとする。ただし、これによりがたいときは、極力7日以内に回答するものとする。
- (5) 所管課長は、相談、回答内容等をまとめ決裁を受けるものとする。

(提言箱)

第3条 提言箱に係る書類の処理は、次のとおり行うものとする。

- (1) 提言箱への提言書の投入有無について、最低月1回は確認しなければならない。
- (2) 提言書を回収したときは、受付処理簿（別記様式）に所定の事項を記入し、提言書の写しを関係課等へ送付するものとする。
- (3) 提言書の写しの送付を受けた関係課等は、提言書の内容を検討し、速やかに回答案を作成して所管課長に送付しなければならない。
- (4) 所管課長は、送付された回答案を確認し、決裁後、回答を要するものについては、提言者へ電話又は書面で回答するものとする。

(準用)

第4条 前条の規定（同条第1号の規定は除く。）は、電子メール等による意見に係る書類の処理について準用する。この場合において、第2号中「回収したとき」とあるのは「受け取ったとき」と、「提言者」とあるのは「電子メール等による意見を送付した者」と読み替えるものとする。

(その他の広聴)

第5条 広聴会、町民意識調査等の実施については、実施の都度、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 東浦町広聴活動実施要綱は、廃止する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 3 月 30 日から施行する。